

(目的)

第 1 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、自主財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で広告掲載が適当と市長が認めるもの

広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則)

第 3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

政治性又は宗教性のあるもの

選挙に関するもの

社会問題についての主義主張に関するもの

意見広告、名刺広告

美観風致を害するおそれのあるもの

公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの

社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの

その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第 4 広告の規格、掲載料、掲載期間、募集方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告審査委員会)

第5 広告媒体、規格、募集方法、広告の内容等について審査を行うため、一関市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は副市長を、副委員長は収入役を、委員は企画振興部長、総務部長、企画振興部秘書広報課長、総務部総務課長並びに広告媒体を所管する部及び課等の長をもって充てる。

3 前項に定める場合のほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関連する課等の長を臨時の委員として加えることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、事案が軽易な事項等で会議の必要がないと認められたものについては、委員会を招集することなく回議して委員会の審査に代えることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(広告に関する責任等)

第8 広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告に関する一切の責任を負う。

2 市長は、広告主又は広告の内容がこの告示等に違反していることが明らかになったときは、広告掲載の取り消し等必要な措置を講じるものとする。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、広告主がその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。